

研修実施団体 各位

国土交通省自動車局貨物課長

車積載車による事故車等の排除業務に係る研修の実施予定日の延期について

平素より、国土交通行政に格段のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

車積載車による事故車等の排除業務に係る研修（以下「研修」といいます。）については、令和2年3月12日付け国自貨第152号及び令和2年4月9日付け国自貨第4号で、「車積載車により事故車等の排除業務に係る研修の実施予定日の延期（再延期）について」により、延期等をお願いしたところです。

今般緊急事態宣言が解除されましたが、引き続き新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止が必要なことから、研修を実施する場合においては、下記厚生労働省HPも参考にしつつ、感染防止の観点から受講人数・会場等を調整する等必要な感染防止のための対策を十分に講じた上で実施するようお願いいたします。

また、4月から6月までに研修を受講できなかった者が7月以降順次研修を受講するようになることを踏まえると、会場や講師の確保、他の研修と日程が重なるなど開催が困難な状況にあることを考慮し、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のための一時的な措置として、令和2年12月30日までを期限として行われている車積載車による事故車等の排除業務に係る自家用自動車の有償運送許可であって、今般の研修延期の影響等によって更新手続きができなかったことにより、当該許可の期限が過ぎることとなるものについては、令和2年12月31日まで、当該期限が延長されたものとして取り扱うこととします。

ただし、令和3年1月1日以降も許可が必要な場合にあつては通常どおり許可の申請を行うこととなります。

引き続き、新型コロナウイルスの感染拡大防止に向けて、ご協力いただきますようお願い申し上げます。

（参考）厚生労働省HP「新型コロナウイルス感染症について」

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000164708_00001.html#houshin

お問い合わせ先：国土交通省自動車局貨物課 柳瀬・吉見 TEL: 03-5253-8575 FAX: 03-5253-1637
